

国際法協会第76回（2014年）ワシントン（米国）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第76回世界大会は、2014年4月7日から12日までワシントン（米国）の Ronald Reagan Building and International Trade Centerにおいて、米国国際法学会第108回大会と合同の形で開催された。大会のテーマは、The Effectiveness of International Law であった。委員会（Committee）が開いた公開会合は以下のとおり。4月7日 Feminism and International Law, International Monetary Law, Complementarity in International Criminal Law. 4月8日 Baselines under the International Law of the Sea, Islamic Law and International Law, The Legal Principles Relating to Climate Change, Space Law, International Human Rights Law, International Protection of Consumers, Nuclear Weapons, Non-Proliferation & Contemporary International Law, Recognition/Non-Recognition in International Law. 4月9日 Intellectual Property and Private International Law, International Trade Law, Use of Force, Cultural Heritage Law, International Securities Regulation, Non-State Actors, Reparation for Victims of Armed Conflict. 4月10日 International Commercial Arbitration, Role of International Law in Sustainable Natural Resource Management for Development, International Law and Sea Level Rise. その他、研究部会（Study Group）やインタレスト・グループ（Interest Group）も公開会合を開いた。米国国際法学会との合同大会だったため、多彩なセッションがその他に数多く開かれた。

以下の報告は、委員会・研究部会の報告者・委員・代理委員等として出席した日本支部会員によるものである（順不同）。委員会・研究部会の報告書は ILA のホームページ <http://www.ila-hq.org> に掲載されており、大会の様子は大会記録に掲載されるので、併せてご参照いただきたい。

（岩沢雄司）

① 「国際人権法」委員会

本委員会は現在、国際人権法の国際司法裁判所への影響（研究課題1）及び国際司法裁判所及び人権関連国際機関による判決・決定の国内履行（研究課題2）を任務としている。本大会に先立つ2013年12月に英国エセックス大学で集中的に議論し、特に課題2との関係では国内履行のための指針も作成し始めていた。しかし、諸国の実践を検討する課題2は、課題1と比較して多数の委員の積極的関与を要するところ、これが不十分で、方針も十分に共有できず、また、本大会提出報告書の字数

制限も考慮して、報告書は課題1のみを対象とした。課題1を実質的には終了しつつ課題2を2年間継続することとし、また、両課題を不可分と考えていたため用意していた決議案は提出しなかった。

本大会では前半後半90分ずつの公開会合があった。前半で委員長の Christina Cerna (米国) が活動の経緯を説明し、共同報告者であり今回の報告書の実質的執筆者である Eva R. Rieter (オランダ) が外交的保護や ICJ の暫定措置等、報告書の内容を説明した。後半では寺谷広司（日本）が課題2の委員会の取

り組みの状況を、関連する条約法条約規則や「信義則（good faith）に基づく実行」「最善の実行（best practice）」概念に言及しつつ、簡単に伝え、他の委員が欧洲人権条約、米州人権条約、自由権規約、アフリカ人権憲章の履行について報告した。いずれも活発な質疑が続いた。

なお、既に実質的にその任に就いていた Stefan Kadelbach (独) に加え、 Thilo Rensmann (独) と Casper Waschefort (南ア) が共同報告者として加わり、寺谷は留任、 Rieter と Jernej Letnar Cernic (スロヴェニア) は退任した。委員長・共同報告者計5人の役員体制で運営している。最終報告書・決議を2016年8月のヨハネスブルク大会で提出する予定である。

（寺谷広司）

② 「気候変動に関する法原則」委員会

2008年11月に日本支部の提案に基づき設置された本委員会は、2010年ハーグ会議、2012年1月オランダ・デーフェンテールでの会期間会合、2012年ソフィア会議、2013年6月フランス・エクサンプロヴァンスでの会期間会合を経て、第3次最終報告書をとりまとめた。最終報告書の作成に際しては、村瀬委員長の統括のもと、吉田が第1条（範囲）と第3条（持続可能な開発）の起草部会メンバー、柴田が第8条（国際協力）と第9条（信義誠実）の起草部会責任者、高村が第10条（相互関係性）の起草部会責任者として積極的に関わった。今回の委員会会合においては、この第3次最終報告書をもとに討議を行い、ILA 全体会合において、全10ヶ条からなる条文案を含む決議2／2014「気候変動に関する法原則宣言」が採択された。日本支部からは、村瀬委員長と、柴田、高村、吉田が委員として参加した。

4月7日の非公開会合では、公開委員会での条文案の紹介方法等についてパワーポイントの内容も含め詳細に確認を行った。

4月8日の公開委員会では、急遽欠席となつた Nicholaas Schrijver に代わり、 Willem Van Genugten (オランダ) が座長を務め、会場が満員となる約50人の参加を得て条文案の提案と質疑が行われた。冒頭、村瀬委員長より本件作業の経緯と今次提案されている条文案が真に委員会の共同作業の成果であることの説明があり、続いて報告者の Rajamani、委員の Brunnée、French、Hohmann、Peel、Halvorssen、柴田、Gavouneli よりパワーポイントを使って条文案の解説がなされた。その後の質疑では、防止原則と予防原則の位置づけや規定振り、共通だが差異ある責任原則につき責任の差異を再検討するための制度的担保のあり方や人口1人当たりの（per capita）排出量に言及することの意義、他の関連分野との相互関係性の原則につき生物多様性への言及がないことなどに関して質問がなされ、委員よりコメントにも言及しながら回答がなされた。その結果、条文案は修正なく全体会合に上程することが承認された。4月11日の全体会合では、座長から条文案を含む決議案が提案され、特に議論もなく、満場一致で採択された。決議2／2014は、気候変動に関する衡平で実効的な制度は国際法原則に基づけられるべきと宣言し、条文案の範囲（第1条）と目的（第2条）に続き、持続可能な開発（第3条）、衡平（第4条）、共通だから差異のある責任と各国の能力（第5条）、特別の事情と脆弱性（第6条）、防止と予防（第7条）、国際協力（第8条）、信義誠実（第9

条)、そして相互関係性(第10条)の諸原則につき規定するILA気候変動に関する法原則条文案を附録している。

なお、4月7日夕方には、World Resources InstituteとCenter for International Environmental Lawの共催によるサイドイベントでも本条文案が取り上げられ、2015年パリでの妥結を目指す気候変動次期国際制度交渉への本条文案の実践的意義などにつき、意見交換が行われた。

(柴田明徳、高村ゆかり、吉田脩)

③ 「国際通貨法」委員会

2014年4月7日に公開会合(於: 大会会場)、4月8日に部内会合(於: 国際通貨基金(IMF))が行われた。なお、部内会合は年に2~3回開催されており、前回は2013年11月にフランクフルト、前々回は同年9月にマドリードで実施し、次回は2014年9月にウィーンでの開催を予定している。

まず、公開会合では、① 欧州中央銀行(ECB)法律顧問Zilioli氏が欧州銀行同盟を、② ギリシア銀行協会顧問Gortsos教授が欧州銀行破綻処理制度を紹介し、③ ドイツFollakコンサルタントがウクライナ情勢の今後を、④ カナダ・ヨーク大Geva教授がBitcoinの規制のあり方を、⑤ ベルーセンター法律顧問Monteagudo氏がラテンアメリカ法の動向を検討し、⑥ マレーシアSundaram弁護士がタイの金融情勢を報告し、活発な討論がなされた。

次に、部内会合では、① IMF欧州局Teja副局长が欧州危機の現状分析について欧州より厳しい見方を示し、② IMF現法律顧問Hagan氏・元法律顧問Gianviti教授・Buchheit弁護士が国家債務整理について検討状況を整

理し、③ イギリスCranston判事が世界金融危機後のロンドン・ニューヨークの訴訟動向を比較し、④ 中国人民銀行法務局Liu副局長が中国のシャドーバンキングについて楽観論を主張し、⑤ ドイツ中央銀行(ブンデスバンク)法律顧問Krauskopf氏がECBによる金融緩和策としての南欧国債の直接買入れ策(OMT)に関する独憲法裁判所判決(財政ファイナンス禁止に抵触する可能性があるとして欧州司法裁判所(ECJ)に付託)を紹介し、⑥ 國際商業会議所(パリバ銀行)Affaki氏が国際金融グループの法執行問題を報告し、活発な討論の後、委員会の事務処理事項を審議し、最後はIMFのLagarde専務理事主催のディナーで幕を閉じた。

(久保田 隆)

④ 「国際貿易法」委員会

本委員会は、今大会で作業を終了することになっていた。そこで本委員会の(第11)報告書は、この2年の進展をまとめると同時に、本委員会の20年の作業を総括した。報告書の構成は次のとおり。1「はじめに」、2「2013年WTO閣僚会議合意とドーハ・ラウンド交渉の行方」、3「貿易関連知的財産権の展開」、4「2013年WTO判例の展開」、5「地球規模の『公共財』としてのWTO貿易・法律・紛争解決制度の法的統一性をどのように助長するか」、6「国際貿易法委員会の20年の作業の総括的結論—ガット・WTO貿易体制は市民のために国際的な法の支配を守らなければならない」。委員会の公開会合は、Wyld(英)を議長に4月9日午前に行われた。複数の委員が次のように分担して報告書の概要を説明した。Petersman(委員長、独、1、5-6)、Marceau(加、2)、Footer(英、2)、Abbott

(米、3)、Steger(加、4)、Davey(米、4)、Horlick(米、4)。その後、WTO紛争解決制度と地域的紛争解決制度の関係の最近の展開について、Hsu(シンガポール)、Einhorn(イスラエル)、Ziegler(スイス)が報告した。そして、各項目について活発な討論が行われた。

委員会の作業終了に当たって採択された決議は、2000年に採択された「国際貿易における法の支配に関する宣言」を想起し、「貿易法に関する国内及び国際紛争解決機関が、市民のために国際的な法の支配を促進するために、国内及び国際法制度の『適合解釈』及び『司法礼讓』の要求を適切に尊重することを勧告する」という控えめなものだった。具体的で詳細な勧告は合意が得られない可能性が高いという事情に基づいていた。

(岩沢雄司)

⑤ 「武力紛争被害者に対する賠償」委員会

本委員会は、Natalino Ronzitti教授(イタリア)を議長とし、Rainer Hofmann教授(ドイツ)と古谷(筆者)が共同報告者として作業を行ってきた。2010年のハーグ大会において、Hofmann教授が担当する実体法上の論点に関する「武力紛争の被害者に対する賠償に関する国際法原則に関する宣言(実体的論点)」(Declaration on International Law on the Principles on Reparation for Victims of Armed Conflict (Substantive Issues))が採択されたが、今大会では古谷が提案した手続法に関する「賠償メカニズムのための手続的諸原則」(Procedural Principles for Reparation Mechanisms)(以下、諸原則)について、逐条的な議論が行われた。

(古谷修一)

⑥ 「国際私法と知的財産」委員会

知的財産権をめぐる国際民事紛争についての関心の高まりを受け、欧米や東アジアにおいて、条約提案や立法提案が発表されている。本委員会はこのような国際的な潮流の中で設立され、河野俊行教授(日本)を議長、Axel

Metzger 教授（ドイツ）および Pedro De Miguel Asensio 教授（スペイン）を共同報告者として、2012年から活動している。本委員会が扱う問題は、知的財産権をめぐる涉外民事訴訟における（1）国際裁判管轄、（2）準拠法、（3）外国判決の承認執行および（4）「新しい課題（New Issues）」である。それぞれの問題ごとに複数のサブテーマが設定され、対応するサブコミッティーが調査研究を行なっている。

今回のワシントン大会では、4月8日に非公開会合、4月9日に公開会合が開催され、以下の成果を公表した。（1）の国際裁判管轄については、アメリカとヨーロッパの考え方および用語法の違いを乗り越え、どちらの用語法にも与さない形でレポートを取りまとめた。（2）の準拠法については、インターネット環境において、侵害者の單一の行為によって同時発生的に知的財産権侵害が生じる問題（いわゆる「ユビキタス侵害」）と、契約準拠法の問題について研究のとりまとめを行なった。（3）の外国判決の承認執行についても、ガイドラインを作成し、発表した。本委員会としては、2016年の南アフリカ大会に向けて、準拠法の分野における残された課題に加えて、伝統的文化表現や遺伝資源などの諸問題にどこまで知的財産法の考え方を適用すべきなのかといった、（4）の「新しい課題」についても研究を行う予定である。

また、本委員会では、世界知的所有権機関（WIPO）やハーグ国際私法会議などの国際機関との連携を深める方針である。2015年1月に、WIPO事務局を交えた本委員会の会合がジュネーヴで開催されるとともに、2015年後半には、WIPO主催の国際カンファレンスにおいて、本委員会のプロジェクトに焦点を当

てたセッションが開催される予定である。

（小島 立）

⑦ 「文化遺産法」委員会

文化遺産法委員会は4月9日の午後、Nafziger委員長（米国）の司会の下に、委員18名の参加を得て開催された。主な議題は以下の4項目である。

第1は、「文化・教育・科学目的で一時的に国外へ持ち出された文化財に対する訴追・接收からの免除に関する条約」草案の審議である。文化財の安全な海外展示の促進を目指して委員会が条約化に取り組んできたもので、ソフィア大会では、特別報告者に選ばれたWoudenberg氏（オランダ）が作成した条約案を検討し、その翌年デンマークで開催された非公式会議での集中審議を経て、今会期では最終草案の提出となった。報告者からの条文解説と若干の討議の後、条約案は委員会で正式に承認された。この条約案は、ILAワシントン会議の最終決議として採択された。

第2に、委員会が新たに取り組むことになったテーマは、「文化遺産としての景観（landscapes-as-cultural-heritage）」である。「景観」の定義を巡って多数の出席者から発言が続き、景観の持つ自然現象に加えて、住民の生活や「しきたり」、その歴史的・文化的の意味合いなど、活発な論議が展開されたが、時間的制約もあり、問題の提起に留まった。

第3に、「水底文化遺産ユネスコ条約」への加盟状況について、Davies委員（ニュージーランド）から経過報告がなされた。この条約は、1990年のILAブエノスアイレス大会において採択された原案がユネスコに引き継がれ、条約化に繋がった経緯によるもの。

最後に、委員会から、本委員会の下で進め

られてきた「文化遺産と国際貿易に関する國家実行」の研究が実を結び、Nafziger & Paterson Ed. "Handbook on the Law of Cultural Heritage and International Trade"として近日出版されることが報告された。本書は文化財の輸出・輸入規制に関する24か国の法制・実行を解説したもの。わが国については、香西・河野両委員が担当している。

（香西 茂）

⑧ 「企業と人権」研究部会

国連人権理事会が2011年6月に企業と人権に関する指導原則（Guiding Principles on Business and Human Rights）（「保護、尊重、及び救済」枠組、いわゆるラギー報告、を実施に移す指導原則）を支持（endorse）したことを受け、企業と人権スタディーグループは2012年5月に設置された。8人で構成されるグループの任務はこの指導原則の実施に関連して派生する国際法上の諸問題を検討すること、具体的には国家および企業が原則を効果的に実施していく際の障害が何であるかを探索すること、ならびに、問題の性質及び複合性がいずれかの委員会によるさらなる検討を要するかどうかを判断することであるとされた。委員長（Michael Addo エクセター大学・国連指導原則実施ワーキンググループ委員）がいくつかの論点を提示し検討が開始された。国際法における企業の位置づけ、企業活動に関連し国家が負う人権保障義務の性質と範囲、本指導原則のようなソフトロー文書の位置づけ、といった実体的な問題に加えて、本指導原則を実施するために国連条約機構、地域条約機構その他の国際機構が果たす役割、本指導原則と国際人権法および他の国際法領域との関係、といった構造的な問題の両側面から

検討を加えようとするものである。2013年中グループメンバーで数回電話会議をした後、とりあえず「指導原則と実定国際法の関係を国際法の実効性と整合性の観点から検討する」ために広く意見を聴取するためにワシントンでのILA大会を利用して開かれたオープンセッションには多数の参加者からさまざまな意見が出され、国際投資法におけるソフトロー文書の役割スタディーグループやデューディリジェンス・スタディーグループ、あるいは国際証券委員会や非国家主体委員会などの関連づけも提案された。実務家会員からの要望として、クライアントにアドバイスする際に利用可能な議論をしてほしいという注文もあった。

（吾郷眞一）

⑨ 「国内裁判所の国際法への関与に関する原則」研究部会

当研究部会の公開会合は、Marceau（加）を議長に4月8日午前に行われた。共同報告者のTzanakopoulos（英）が予備報告書の概要を報告した。この予備報告書は、同氏が2012年のアムステルダム特別会合及びソフィア大会のために準備された多くのペーパーに基づいて執筆したものである。予備報告書によれば、国内裁判所の国際法への「関与」には様々なものがある。一元論と二元論の二分法はうまくいかない。国際法に対応する国内法（人権規範など）を対応（co-substantial）規範と呼ぶ。国際裁判所と国内裁判所の対話が求められている。国内裁判所の国際法への関与には、回避（avoidance）、調整（adjustment）、異議申立（contestation）という異なる種類のものがある。予備報告書の概要説明の後、

資

Reinisch (奥) がコメントを行った。さらに、Shany (イスラエル) が国際裁判所の判決に対する国内裁判所の関与について、Michaels (米) が比較法の観点から、報告を行った。

討論では、予備報告書で用いられた概念などについて活発な議論が行われた。共同報告者は、国別とテーマ別のペーパーに基づいて予備報告書で示した仮説を確認したいと述べた。ペーパーをまとめて書物の出版を準備していることも説明した。そして、最終報告書を提出した後に、当部会を委員会に改組するかどうか検討したいとの方針を示した。

(岩沢雄司)

⑩ 「特恵貿易協定」研究部会

筆者は当部会の委員ではないが、4月7日午後に行われた公開会合の議長を務めた。部会が発足したばかりなので、会合では報告書なしで意見交換のみ行われた。共同委員長のStoll (独) とZiegler (スイス) が、部会設立の経緯、2014年3月ゲッチンゲンで行った部会会合の内容、部会の任務と今後の研究計画について説明し、活発な意見交換が行われた。

(岩沢雄司)

理 事 会

全体理事会は、理事長 Lord Mance の司会で、大会開会直前の4月7日午前及び閉会直前の4月11日午前の2回行われた。

第1回理事会においては、まず南アフリカ支部が、第77回大会を2016年8月7日から11日までヨハネスブルグにて開催すると説明した。次いで日本支部を代表して筆者が、東日

料

本大震災の結果2014年に日本で開催する予定だった第76回大会を米国支部が代わって開催してくれたことに改めて謝辞を述べ、日本支部は第79回大会を2020年に京都で開く予定と説明した。新会長に米国支部のRuth Wedgwood会長を全会一致で選出した。

第2回理事会においては、本大会で採択されるべき4つの委員会 (Reparation for Victims of Armed Conflict, The Legal Principles Relating to Climate Change, Cultural Heritage Law, International Trade Law) から提出された決議案の総会への付議が承認された (これらの決議はその後開かれた総会において採択された)。本部の役員は、6年で条文草案を完成させた気候変動委員会の作業は模範的であるとの賛辞を筆者に述べた。この委員会は、日本支部が提案して設置されたものである。村瀬信也教授 (委員長) はじめ日本支部関係者のご尽力に感謝申し上げる。武力紛争犠牲者賠償委員会が採択した「賠償メカニズムのための手続原則」は、古谷修一教授 (報告者) が起草に尽力した。同教授にも感謝申し上げる。第76回大会が京都で開かれていれば、これらの成果は京都で実現するはずだった。

今回の大会は米国国際法学会との合同大会だったため、出席者は非常に多かった。日本支部からは18名の会員が出席した。外務省国際法局 (石井正文局長、御巫智洋国際法課長) 及び在米日本大使館 (泉 裕泰公使) には種々のご協力をいただいた。記して感謝申し上げる。

(岩沢雄司)